

「石清水文書目録」に関する一考察

日 隈 正 守*

(2011年10月25日 受理)

A note on the list of IWASIMIZU documents.

HINOKUMA Masamori

要約

本稿では、「石清水文書目録」の中の八幡新田宮関係文書部分と八幡正宮（大隅<国>正八幡宮）関係文書部分について検討を加えた。その結果、八幡新田宮関係文書部分と八幡正宮（大隅<国>正八幡宮）関係文書部分は、両方とも正文・写の所在は詳かではない事、何れも荘園制的内容の文書が多い事、八幡新田宮関係文書部分の年月付時期の方が八幡正宮（大隅<国>正八幡宮）関係文書部分の年月付時期よりも古く、八幡新田宮関係文書も八幡正宮（大隅<国>正八幡宮）関係文書も直接八幡石清水宮の支配を受けるようになった時期に八幡石清水宮に案文が移動したと考えられる事等を明らかにした。

キーワード：石清水文書目録 八幡石清水宮 八幡新田宮 八幡正宮

はじめに

鎌倉後期蒙古襲来後薩摩国一宮になった八幡新田宮⁽¹⁾や大隅国一宮である八幡正宮（大隅<国>正八幡宮）⁽²⁾の事実上の本家である八幡石清水宮⁽³⁾には、同宮に伝来する文書の目録が伝わっている。八幡新田宮と八幡正宮は、八幡宮発祥の神社である八幡宇佐宮の神宮寺である宇佐弥勒寺の末社である⁽⁴⁾。宇佐弥勒寺は、平安後期に八幡石清水宮の支配下に入った⁽⁵⁾。この結果平安後期以降八幡新田宮と八幡正宮は、事実上八幡石清水宮の末社になったのである⁽⁶⁾。

八幡石清水宮には、鎌倉前期田中宗清により作成された「石清水文書目録」が伝わっている⁽⁷⁾。「石清水文書目録」には、当該期八幡石清水宮に所蔵されていた文書が記載されていて、史料価値は高い。「石清水文書目録」を史料として活用していく上で「石清水文書目録」が作成され

* 鹿児島大学教育学部 教授

た経緯が問題となるが、この点については今後の検討課題としたい。

前述のように平安後期以降、八幡石清水宮は八幡新田宮や八幡正宮の事実上の本家である。故に「石清水文書目録」の中には、八幡新田宮や八幡正宮関係文書も含まれている。従って十一世紀から十二世紀に至る八幡新田宮及び八幡正宮の動向を解明する上で、「石清水文書目録」は貴重な史料である。本稿では、「石清水文書目録」の中の八幡新田宮・八幡正宮関係部分について考察していく。

「石清水文書目録」は、『石清水八幡宮史 史料第四輯』に収められている⁽⁸⁾。「石清水文書目録」は、勿論『鎌倉遺文』の中にも収められている⁽⁹⁾。しかし本稿では、少しでも原文書に近いと考えられる『石清水八幡宮史 史料第四輯』に収録された「石清水文書目録」を使用していく。

(一) 「石清水文書目録」の八幡新田宮関係文書について

本章では「石清水文書目録」の中で、八幡新田宮関係部分について考察していきたい。「石清水文書目録」の中で八幡新田宮関係部分を史料①として掲げる⁽¹⁰⁾。

史料①

- 一通、天仁八幡新田宮諸司等進国司申文、神領四至内田畠等如旧可為宮領之由事、在外題、
- 一通、嘉承三年七月、同宮司等進宰府解状、在外題、
- 一通、同二年四月、同宮牒送府国状、在外題、
- 一通、天喜二年三月、同宮司等進宰府申文、在外題、
- 一通、永承五年十一月、弥勒寺牒送大府状、在外題、
- 一通、長久三年二月、新田宮所司等請国裁申文、在外題、
- 一通、長暦二年三月、同宮請国判申文、在外題、
- 一通、長元二年八月、同宮所司等請国判申文、在外題、

「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分から知られる八幡新田宮関係文書の中で最古のものは、長元二年(1029)八月付同(新田)宮所司等が国判を求めために薩摩国司に提出した申文である。即ち長元二年八月新田宮所司達は、薩摩国司の国判を求めて薩摩国衙に申文を提出した事が分かる。新田宮所司達が提出した申文は、外題がある事から薩摩国司により承認された事が分かる。長元二年八月の時点で新田宮に所司達がいる事から、新田宮は神仏習合状態である事が確認される⁽¹¹⁾。

長元二年八月新田宮所司達が薩摩国司に求めた国判の内容について考察したい。長和二年(1013)薩摩守藤原頼孝は、新田宮に到来地域の水田を寄進している。薩摩守藤原頼孝が新田宮に寄進した水田は、鎌倉前期薩摩国入来院内に存在している新田宮一円領に繋がると考えられる⁽¹²⁾。この事から当該期新田宮は、一定の社領を所有していた事が推測される。長元二年八月新田

宮所司達が薩摩国司に求めた国判の内容は、国衙領における新田宮への免田設定か、新田宮領に対する年貢率の引き下げ要求等新田宮の経済基盤に関するものであったと考えられる。

長暦二年（1038）三月同（新田）宮側は、国判を求める申文を薩摩国司に提出している。外題がある事から、新田宮側の申し出は薩摩国司に認められている事が分かる。新田宮所司達は、長久三年（1042）二月にも薩摩国司の裁決を求めて薩摩国衙に申文を提出し、薩摩国司から認可されている。長暦二年三月と長久三年二月に新田宮が薩摩国司に提出し認可された内容は、新田宮の経済基盤に関する事であったと考えられる。

永承五年（1050）十一月宇佐弥勒寺は、大宰府に牒を送っている。この時宇佐弥勒寺が大宰府に申請した牒の内容は、大宰府により認められている。永承五年以降新田宮の表記が「八幡新田宮」となっている事から、この時宇佐弥勒寺が大宰府に申請した内容は、新田宮を宇佐弥勒寺の末社とする事に関する申請ではないかと考えられる¹³。

天喜二年（1054）三月同（八幡新田）宮司達は、大宰府に申文を提出している。この申文には外題がある事から、八幡新田宮宮司達が、大宰府に提出した申文は大宰府により認可されている事が分かる。この天喜二年三月に、長久三年以前新田宮と表記されていた神社は、初めて八幡新田宮と称している。従来の新田宮は、天喜二年三月迄に八幡神を合祀して八幡宮化していたと考えられる。また天喜二年三月大宰府に申文を提出した八幡新田宮側の中心者は、宮司達である。宮司達は、八幡新田宮の神官である。新田宮が薩摩国司に対して申文を提出した際中心となったのは、社僧である所司達であった。新田宮の時点では、社僧が主導権を掌握していたと考えられるのに対して、新田宮が八幡宮化した後は宮司等神官達の発言権が強まっている事が推測される¹⁴。

前述のように天喜二年三月八幡新田宮宮司達は、大宰府に申文を提出して認可されている。また同年四月八幡新田宮側は、大宰府や薩摩国司に牒を送り、その結果大宰府及び薩摩国司により牒の内容を認められている。天喜二年三月や四月八幡新田宮側が大宰府や薩摩国司に申文や牒等を送り認可を受けた事柄は、常見浮免田設定に関する事ではないかと考えられる¹⁵。

嘉承三年（1108）七月八幡新田宮宮司達は、大宰府に解状を送っている。この解状には外題があるので、大宰府から認可されている事が分かる。八幡新田宮が大宰府から認可された事は、万得領に関係する事ではないかと考えられる¹⁶。

天仁年間（1108～1110）八幡新田宮諸司達は、薩摩国司に対して申文を送っている。当該期薩摩国司に対して申文を送った八幡新田宮諸司達は、実態はともかくとして、神官である事は間違いないと考える¹⁷。この時の申文の内容は、八幡新田宮領四至内部の田畠等は旧来通り八幡新田宮領とする事を求めたものである。八幡新田宮諸司達の薩摩国司への要求は、八幡新田宮領が拡大する可能性を秘めていた。勿論八幡新田宮諸司達が薩摩国司にこのような要求を行う事自体、八幡新田宮がある程度社領を形成させていた事を示していると考えられる。しかし八幡新田宮宮司達の意図としては、八幡新田宮領四至内に存在する公領や荘園を八幡新田宮領の中に含みこむ事を意図していたと考えられる。この事例は加納と言われている¹⁸。八幡新田宮宮司達の要求を

薩摩国司は認めた。八幡新田宮側の要求を薩摩国司が認可した理由は、八幡新田宮が新田宮段階以来農業神的性格を持ち、薩摩国司と深い関わりを有していたからであると考えられる¹⁹⁾。

以上「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分について考察してきた。「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分の文書は、いずれも正文・写の所在が詳かではない。故に「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分に記載されている文書は、文書目録に記載されている文書名のみが知られている。「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分に記載されている文書と同時期には、八幡新田宮伝来文書・関係文書は全く残存していない。当該期の八幡新田宮関係史料は、「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分しか存在していない。本章で明かにした十一世紀前期から十二世紀前期に至る新田宮、八幡新田宮の歴史は、「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分のみから明かにできるのである。故に「石清水文書目録」八幡新田宮関係部分は、十一世紀前期から十二世紀前期に至る新田宮、八幡新田宮の歴史を解明する上で極めて貴重な史料である。

「石清水文書目録」に記載されている八幡新田宮関係文書が八幡石清水宮にどのような経緯で伝わっていたのか、その経緯について考察していく。新田宮段階の文書は、長元二年（1029）八月付から長久三年（1042）二月付に至る三通である。前述のように新田宮は、永承五年（1050）十一月頃宇佐弥勒寺の末社になったと考えられる。一般的に末寺・末社が本寺・本社に伝来している文書の案文を送る事は、観世音寺と東大寺との事例から明らかにされている²⁰⁾。永承五年（1050）頃に、長元二年（1029）八月付から長久三年（1042）二月付迄の三通の文書の案文は、新田宮から宇佐弥勒寺へ送られたと考えられる。その後この三通の文書の案文と永承五年（1050）十一月付宇佐弥勒寺牒の正文、天喜二年（1054）三月付から天仁年間（1108～1110）に八幡新田宮諸司達が薩摩国司に提出した申文迄の四通の案文は、宇佐弥勒寺に相伝されていたと考えられる。

大治三年（1128）十月二十二日八幡石清水宮護国寺檢校光清は、宇佐弥勒寺・喜多院檢校職に補任された²¹⁾。この日を以って宇佐弥勒寺は、八幡石清水宮の支配下に入った²²⁾。この時期宇佐弥勒寺に保存されていた長元二年（1029）八月付から長久三年（1042）二月付に至る三通の新田宮関係文書の案文、永承五年（1050）十一月付宇佐弥勒寺牒の正文、天喜二年（1054）三月付から天仁年間に至る八幡新田宮に関する文書の案文四通、以上計八通の文書の案文が作成されて、八幡石清水宮に納められたと考えられる。

本章では「石清水文書目録」の中の八幡新田宮関係部分について考察した。その結果「石清水文書目録」八幡新田宮関係部分は、新田宮が八幡宮化した時期を明かにする等十一世紀前期から十二世紀前期にかけての新田宮、八幡新田宮の歴史を分析していく上で唯一の史料である事、「石清水文書目録」八幡新田宮関係部分に記載されている新田宮・八幡新田宮関係文書は、新田宮と宇佐弥勒寺とが本末関係を結んだ結果宇佐弥勒寺に伝わっていたものが、大治三年（1128）八幡石清水宮が宇佐弥勒寺を末寺化した時に、宇佐弥勒寺に相伝されていた新田宮、八幡新田宮関係文書の案文を作成し、八幡石清水宮に納めた事により、八幡石清水宮に伝来してきた事を明かに

した。

(二) 「石清水文書目録」の八幡正宮関係文書について

本章では「石清水文書目録」の中の八幡正宮関係部分を考察していく。「石清水文書目録」の中の八幡正宮関係部分を史料②として掲げる²³。

史料②

- 一通、治承四年八月、可令遵行官符之由、弥勒寺政所下文、
- 一通、久安五年九月、如元随執印隆賢所勘、可令勤行社務之由、寺家政所下文、
- 一通、永治元年十月、以隆賢補執印、寺家下文、
- 一通、保延五年八月、随行賢法師所勘、可勤行宮務之由、寺家下文、
- 一通、天治元年十一月、随行賢所勘、可執行宮務之由、寺家下文、
- 一通、長治二年十二月、行賢可令執行社務之由、寺家下文、
- 一通、康和四年五月、如元以行賢可令執行宮務之由、寺家下文、
- 一通、永長二年三月、随行賢所勘、可令執行定（宮カ）務之由、寺家下文、
- 一通、寛治二年三月、大法師行賢補執印職、寺家留守所下文、

史料②の中で最古の文書は、寛治二年（1088）三月大法師行賢を八幡正宮執印職に補任した寺家留守所下文である。この寺家は、宇佐弥勒寺の事であると考えられる²⁴。行賢は惟宗氏一族で、寛治元年（1087）大隅国に下向したと考えられている²⁵。行賢は、大隅国司の子で²⁶、大隅国に下向後、後述のように藤原実政の八幡正宮神輿射撃事件を収拾するために、大隅国司と密接な関係を有す八幡正宮²⁷の執印職に任命される事になるのである。

寛治元年十二月末頃から翌寛治二年正月にかけて、大宰大弐藤原実政は八幡正宮の神輿を射たと考えられる、²⁸ 寛治二年二月朝廷において、藤原実政の罪科が議論された²⁹。この藤原実政の八幡正宮神輿射撃事件に対応するために、翌三月行賢は八幡正宮執印職に補任されたと考えられる。

同年五月藤原実政は、大宰大弐を辞任して上洛した³⁰。十二月藤原実政は、八幡正宮の神輿射撃事件の責任を問われ、伊豆国に配流された³¹。実政の子息は解官、関係者も処分された³²。実政達の処罰は、朝廷に対する八幡正宮執印行賢の働きかけの結果であると考えられる。実政達の事件を上手く処理する事によって、八幡正宮内における行賢の地位は確かなものになったと考えられる。

また実政事件落着後の寛治五年（1091）十二月十三日に八幡正宮が焼亡した³³。翌寛治六年（1092）二月十五日朝廷において、八幡正宮の修造計画が話し合われた。その際八幡正宮の修造が若し大隅国一箇国だけで無理ならば、薩摩・日向両国にも支援させるように宣旨が下った³⁴。翌寛治七年（1093）十月十五日陰陽寮は八幡正宮造営日時を勘申し³⁵、同日下された宣旨により

八幡正宮修造に際して神宝・御装束役は、修造役を負担する大隅・薩摩・日向三箇国以外の西海道諸国に割り当てられた³⁶⁾。八幡正宮修造役を大隅・薩摩・日向三箇国が負担し、修造の際の神宝・御装束役を筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後六箇国に割り当てられている事は破格の扱いである。八幡正宮の修造は、以後この体制で実施されるが³⁷⁾、このような修造体制が成立したのも八幡正宮執印行賢の尽力によるものであると考えられる³⁸⁾。嘉保元年(1094)十一月十二日修造中の八幡正宮は焼亡した。翌嘉保二年(1095)大隅・薩摩・日向三箇国の国司に、八幡正宮の修造役が割り当てられている³⁹⁾。

実政事件と八幡正宮の修造役を適切に処理した行賢は、永長二年(1097)三月行賢の所勘に従い宮務を執行するようという趣旨の寺家下文を得ている。既に寛治二年(1088)三月行賢は、八幡正宮執印職に補任されている。行賢が八幡正宮執印職に補任された寛治二年から永長二年迄九年間の歳月が経過している。永長二年三月改めて行賢の所勘に従うように寺家下文が出された理由は、行賢は八幡正宮執印職の任期が終わり、寺家の信頼が厚い行賢に八幡正宮執印職を重任させるためであったと考えられる。

康和四年(1102)五月行賢に対して、八幡正宮の宮務を元通り行うように寺家下文が出されている。永長二年三月から康和四年五月迄約五年間の歳月が過ぎている。寛治二年三月から永長二年三月迄は九年間である。恐らく本来八幡正宮執印職の任期は五年間で、寛治二年三月から永長二年三月迄の九年間は八幡正宮修造問題に対応するために特例として執印職の任期が延長されていたのではないかと考えられる。

長治二年(1105)十二月行賢は、康和四年五月より約三年半後にして執印職を重任されている。長治二年十二月の後、行賢が八幡正宮執印職に重任されるのは天治元年(1124)十一月である。長治二年十二月から天治元年十一月迄実に十九年である。十九年もの間何故行賢の執印職在任期間が延長されたのであろうか。

長治二年十二月以降天治元年十一月に至る期間は、大隅国内において激動期であった。当該期は白河院政期であり、大隅国内に藤原摂関家領荘園である島津荘が形成されてきた⁴⁰⁾。大隅国内における島津荘の拡大に対抗して、八幡正宮領が拡大していった⁴¹⁾。当該期大隅国内における八幡正宮領の拡大は、大隅国内における島津荘域の拡大化に対応したものであった。当該期八幡正宮執印行賢は、八幡正宮領拡大に奔走していた⁴²⁾。

天治五年(1124)十一月の後、保延五年(1139)八月行賢は八幡正宮執印職に重任されている。この時期も大隅国内における島津荘域が拡大し、それに対する対抗策として八幡正宮領が拡大していった時期である⁴³⁾。当該期宇佐弥勒寺は、八幡石清水宮の支配下に入った⁴⁴⁾。但し八幡宇佐宮も藤原摂関家の支配下に服し、藤原摂関家領島津荘と対抗関係にあった八幡正宮としては、石体事件を起こして、八幡宇佐宮や八幡石清水宮から自立を図った時期であった⁴⁵⁾。この石体事件も、行賢が起こした可能性が強いと考えられる。このように天治元年十一月から保延五年八月迄の時期も行賢は、大隅国内において八幡正宮の権威づけや八幡正宮領の拡大に精力的に動いてい

た時期である。この時期も、行賢の八幡正宮執印職の任期は延長されていたと考えられる。

保延五年（1139）八月行賢は八幡正宮執印職を重任した後、永治元年（1141）十月行賢の弟子と考えられる隆賢が八幡正宮執印職に補任されている。しかし行賢は、八幡正宮執印として、康治元年（1142）九月廿日付で台明寺に所領を寄進している⁴⁶⁾。故に行賢は、永治元年十月以降も存命であり、隆賢を後見するために自分の存命中に八幡正宮執印職を隆賢に譲与し、実質的には死ぬまで八幡正宮執印職の権限を行使していたと考えられる。行賢が死去した時期は詳かではないが、五味克夫氏が推測されているように天養元年（1144）十一月と考えて良いと思う⁴⁷⁾。

行賢死去後、隆賢は実質的に八幡正宮執印職の権限を行使したと考えられる。前述のように隆賢は、永治元年十月形の上では八幡正宮執印職に補任されていた。しかし天養元年十一月行賢死去後、隆賢は実質的に八幡正宮執印職の権限を行使しはじめたと考えられる。久安五年（1149）九月隆賢は、八幡正宮執印職に重任された。

治承四年（1180）八月、太政官符を遵行するようという趣旨の宇佐弥勒寺政所下文が発給されている。治承四年八月は内乱が激化した時期であるし、宇佐弥勒寺領支配が動揺した時期でもある⁴⁸⁾。この時期動揺する宇佐弥勒寺領支配を引き締める目的で、宇佐弥勒寺政所下文が出されたと考えられる。

以上「石清水文書目録」八幡正宮関係部分について考察してみた。「石清水文書目録」八幡正宮関係部分は、時期的には十一世紀末期～十二世紀後期時代の年月付文書名群である。当該期八幡正宮については、他に史料が残存していて、「石清水文書目録」八幡正宮関係部分のみが当該期の八幡正宮関係史料ではない。しかし「石清水文書目録」八幡正宮関係部分は、正文、写何れもその存在が詳かではなく、「石清水文書目録」八幡正宮関係部分の文書名でしか知る事は出来ない。「石清水文書目録」八幡正宮関係部分は、八幡正宮の社務を司る執印行賢・隆賢関係文書及び八幡正宮の本寺である宇佐弥勒寺に伝来した文書の目録である。「石清水文書目録」八幡正宮関係部分は、主に荘園制的関係文書の目録であるという特色がある。

「石清水文書目録」八幡正宮関係部分に記載されている文書が八幡石清水宮に齎された経緯は何であろうか。「石清水文書目録」八幡正宮関係部分に記載されているのは、寛治二年（1088）三月～治承四年（1180）八月にかけての年月付文書名群である。この八幡正宮関係部分の文書の案文が八幡石清水宮に納められるに至る経緯について考察してみたい。正治元年（1199）七月八幡石清水宮権別当祐清は、八幡正宮檢校職に補任された⁴⁹⁾。八幡石清水宮は、八幡正宮を直接支配する事が可能になった。「石清水文書目録」八幡正宮関係部分に記載されている文書の案文は、この時期に八幡石清水宮に納められたと考えられる。八幡正宮が八幡石清水宮の支配下に入った理由は、当該期八幡正宮は修造で難儀していたので⁵⁰⁾、修造を円滑に行うためであったと考えられる。

終わりに

本稿では、「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分と八幡正宮関係部分とについて、記載内容や文書の伝来過程について検討を加えた。「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分と八幡正宮関係部分の記載内容の特色や記載されている当該文書（の案文）がいつ頃八幡石清水宮に納められたかについて、自分なりに考察した積である。「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分と八幡正宮関係部分に記載されている文書の正文や案文・写は、未だ発見されていない。「石清水文書目録」八幡新田宮関係部分及び八幡正宮関係部分に記載されている文書の正文や案文・写が見つければ、八幡新田宮及び八幡正宮の歴史が更に明かになる事は間違いない。「石清水文書目録」の八幡新田宮関係部分と八幡正宮関係部分に記載されている文書の正文及び案文・写の所在については、今後も注目していきたい。

また今後「石清水文書目録」を全体的に分析していく必要があると思う。「石清水文書目録」がどのような経緯で作成されたのか、「石清水文書目録」の史料的特質は何か等今後解明していかなければならない事はあまりにも多い。今後史料としての「石清水文書目録」の性格を分析していく事を心に期して擲筆したい。

- (1) 拙稿「薩摩国における国一宮の形成過程」（一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開（上）：個別研究編』、岩田書店、平成十六年）。
- (2) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」（『年報中世史研究』31、平成十八年）。
- (3) 田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(-) - 本家について -」（『九州史学』75、昭和五十七年）。
- (4) 中野幡能『（増補版）八幡信仰史の研究（下）』（吉川弘文館、昭和五十年）、第二部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷、第三章弥勒寺領と末寺末宮、第四節九州五所の別宮。田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(-) - 本家について -」等。
- (5) 中野幡能『（増補版）八幡信仰史の研究（下）』、第二部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷、第一章八幡神宮寺、第四節弥勒寺の独立とその推移、(三)石清水宮寺との一体化。中山重記「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」（『大分県地方史』90、昭和五十三年、同六十年に同『（私家版）宇佐八幡宮の研究』に再録）。田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(-) - 本家について -」。飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立 - 宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係 -」（十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』、東京堂出版、平成五年）等。
- (6) 中野幡能『（増補版）八幡信仰史の研究（下）』、第二部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷、第三章弥勒寺領と末寺末宮、第四節九州五所の別宮。田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(-) - 本家について -」。
- (7) 『石清水八幡宮史 史料第四輯』（石清水八幡宮、昭和九年）、123頁。伊藤清郎「石清水八

幡宮における紀氏門閥支配の形成について」（『歴史』49、昭和五十一年、平成十二年に同『中世日本の国家と寺社』、高志書院に再録）。

- (8) 『石清水八幡宮史 史料第四輯』、123頁～158頁。猶この史料は、香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示をうけた。記して謝意を表したい。
- (9) 竹内理三編『鎌倉遺文 古文書編』六（東京堂出版、昭和四十九年）、文書番号4430号、以下鎌-4430と略記する。
- (10) 『石清水八幡宮史 史料第四輯』、153頁。本稿における史料引用の際には、新字体で統一する。
- (11) 拙稿「八幡新田宮の社家機構について－平安・鎌倉期を中心に－」（『鹿児島地域史研究』六、平成二十二年）。
- (12) 拙稿「八幡新田宮の入院院・祁答院支配に関する一考察」（小島摩文編『新薩摩学シリーズ ⑧ 中世薩摩の雄 渋谷氏』、南方新社、平成二十三年）。
- (13) 拙稿「新田八幡宮の社領形成過程」（夕葉会編『高瀬計征先生退職記念文集 道標』、平成十三年）、拙稿「薩摩国における国一宮の形成過程」。
- (14) 当該期の八幡新田宮宮司の性格については、今後の検討課題としたい。宮司は神官である事は間違いない。しかしその実態は、今後検討する必要がある。拙稿「八幡新田宮の社家機構について－平安・鎌倉期を中心に－」では、当該期八幡新田宮宮司を所司と近い実態を持つものであると考えた。この件については、今後検討していきたい。
- (15) 拙稿「常見名田に関する一考察」（『平成12年度～平成15年度科学研究費補助金（基盤研究(C)2）研究成果報告書 九州諸国における中世一宮制の成立・展開過程の研究（研究代表者日隈正守）』、平成十六年）。
- (16) 拙稿「万得（徳）領再考」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』54、平成十五年）。
- (17) 拙稿「八幡新田宮の社家機構について－平安・鎌倉期を中心に－」では、諸司を所司として考えた。この点の当否についても、今後再検討を加えたい。
- (18) 加納については、網野善彦「荘園公領制の形成と構造」（竹内理三編『体系日本史叢書⑥ 土地制度史Ⅰ』、山川出版社、昭和四十八年、平成三年に網野善彦『日本中世土地制度史の研究』、塙書房、平成二十年に同『網野善彦著作集③ 荘園公領制の構造』、岩波書店に各々再録）を参照。
- (19) 拙稿「八幡新田宮の社家機構について－平安・鎌倉期を中心に－」。
- (20) 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」（『史学雑誌』68-1、昭和三十四年、同四十五年に同『日本中世国家史の研究』、岩波書店、平成十六年に石井進著作集刊行会編『石井進著作集① 日本中世国家史の研究』、岩波書店に各々再録）。
- (21) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』（宇佐神宮、昭和六十一年）、287頁。
- (22) 中野幡能『（増補版）八幡信仰史の研究（下）』、第二部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷、第一章八幡神宮寺、第四節弥勒寺の独立とその推移、(三)石清水宮寺との一体化。中山重記「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」、田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(一)－本

家について-」。飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立-宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係-」等。

- (23) 『石清水八幡宮史 史料第四輯』、158 頁。
- (24) 田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(-)-本家について-」。
- (25) 『鹿児島県史料 旧記雑録前編①』(鹿児島県、昭和五十四年)、史料番号 24 号、康治元年(1142)九月廿日付八幡正宮執印行賢寄進状写。以下雑- 24 と略記する。五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」(竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』、吉川弘文館、昭和五十三年)。
- (26) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」。
- (27) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。
- (28) 藤原実政の八幡正宮神輿射撃事件が朝廷で問題になったのは、竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』によれば寛治二年二月一日であるので、実政の事件は寛治元年十二月～翌二年一月の間に起きたと考えられる。
- (29) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、119 頁～120 頁。
- (30) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、120 頁。
- (31) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、127 頁～130 頁。
- (32) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、127 頁～130 頁。猶大宰大貳藤原実政神輿射撃事件については、西岡虎之助「中古に於ける宇佐神人の活動」(『史林』13-1・2・3・4、昭和三年、同五十七年に同『西岡虎之助著作集①』、第一書房に再録)、拙稿「諸国一宮制の成立と展開-大隅国正八幡宮の場合-」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』、吉川弘文館、平成二年)、安田晃子「大宰大貳藤原実政小考」(『大分県地方史』145、平成四年)等を参照。
- (33) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、154 頁～155 頁。
- (34) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、156 頁～158 頁。
- (35) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、168 頁。
- (36) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、169 頁。
- (37) 藤田俊雄「鎌倉中期文永年間の大宰府機構」(福岡県立九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢(上)』、吉川弘文館、昭和五十八年)。
- (38) 行賢については、五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」が詳しい。
- (39) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇③』、176 頁～177 頁。
- (40) 小川弘和「撰閤家領島津荘と<辺境>支配」(『熊本学園大学論集「総合科学」』13-2、平成十九年)。
- (41) 拙稿「大隅国における建久図田帳体制の成立過程」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』60、平成二十一年)。
- (42) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」。
- (43) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」、拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一

考察」、同「大隅国における建久凶田帳体制の成立過程」等。

- (44) 中野幡能『(増補版) 八幡信仰史の研究 (下)』、第二部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷、第一章八幡神宮寺、第四節弥勒寺の独立とその推移、(三)石清水宮寺との一体化。中山重記「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」、田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(-) - 本家について -」。飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立 - 宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係 -」。
- (45) 拙稿「八幡正宮（大隅国正八幡宮）石体事件の歴史的意味に関する一考察」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』62、平成二十三年）。
- (46) 雑 - 24、康治元年（1142）九月廿日付八幡正宮執印行賢寄進状写。
- (47) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」。
- (48) 河野泰彦「弥勒寺領豊後国八坂荘について」（渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』、第一法規出版、昭和五十六年）。
- (49) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇④』（宇佐神宮、昭和六十二年）、429頁～430頁。
- (50) 江平望「建久末年の薩摩・大隅両国の事情 - 大隅国正八幡宮造営問題をめぐって -」（『ミュージアム知覧紀要』4、平成十年）。